

重要事項説明書 (就労継続支援B型)

1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Naoji
代表者氏名	代表取締役 山下 弘起
本社所在地 (連絡先)	大阪市東淀川区豊里2丁目7番18号 豊里コトブキビル1階B号 (TEL: 06-6379-3225 FAX: 06-6379-3672)
法人設立年月日	令和2年3月4日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業者名称	就労支援事務所 のんびり
サービスの 主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
大阪府指定 事業所番号	就労継続支援B型 2713002166号 (令和2年9月1日指定)
管理者	吉田 亮太
サービス管理責任者	吉田 亮太
事業所所在地	大阪市東淀川区豊里2丁目7番18号 豊里コトブキビル1階B号
連絡先 相談担当者名	連絡先 TEL: 06-6379-3225 FAX: 06-6379-3672 相談担当者: 山下 弘起
事業所の通常の 事業実施地域	大阪市東淀川区、大阪市旭区、大阪市北区、大阪市淀川区 大阪市都島区、吹田市、摂津市、守口市
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス	
利用定員	20名
開設年月日	令和2年9月1日

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は、社会生活を営む事が出来る様に、一人ひとりの個性を理解し、就労の機会を提供すると共に、活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上の為に必要な訓練、そのほかの便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営方針	1. 事業所は、就労継続支援B型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うと共に、就労支援B型の提供が浸然かつ画一的なものとならない様配慮しなければならない。 2. 事業所の従業員には、就労継続支援B型の提供にあたっては、懇切丁寧とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 3. 事業者は、その提供する就労継続支援B型の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	原則として月曜日から金曜日とする。(土日祝は事業所が定める日に営業する。)
営業時間	午前9時から午後6時までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	原則として月曜日から金曜日とする。(土日祝は事業所が定める日に提供する。)
サービス提供時間	午前9時から午後4時までとする。(残業は午後5時までとする。)

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	鉄筋コンクリート(1部鉄骨造)
敷地面積	85.28㎡
延床面積	167.96㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
作業・訓練室兼事務室	1室	
相談室	1室	
洗面所	1室	
便所	1室	

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容	員 数
管 理 者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名(常勤)
サービス管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障がい福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障がい福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>	1名以上(うち1名以上は常勤)
生 活 支 援 員	就労継続支援B型計画に基づき、計画に基づき必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談を行います。	1名以上
職 業 指 導 員	作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関し適切な支援や、就労継続支援B型計画書	1名以上(うち

	に基づき、作業指導を通じて一般就労に向けた必要な支援を行います。	1名以上は常勤)
目標工賃達成指導員	当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に資することができるよう、事業所従事者の意識向上及び具体的実践を行う中核的な役割を担いつつ適切な支援を行います。	1名以上(うち1名以上は常勤)
調理員	調理員は、利用者の昼食の調理を行います。	1名以上

5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
身体等の介護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって、食事・整容・更衣・排泄等の生活全般にわたる援助を行います。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① パソコン業務 ② 内職的作業等 ③ 飲食店の仕込み作業 ④ アクセサリーの作成や販売 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者へ支払います。
実習先企業等の紹介	就労継続支援B型計画に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保をします。
求職活動支援	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 また、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人を開拓します。

職 場 定 着 支 援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した後も、職業生活における相談等の支援を継続します。
生 活 相 談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
健 康 管 理	利用者の投薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪 問 支 援	必要に応じて利用者や家族の同意のもと利用者宅を訪問し、適切な相談・助言・援助等を行います。
送 迎 サ ー ビ ス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。
施 設 外 支 援 施 設 外 就 労	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型計画に基づき施設外支援及び施設外就労を行います。 「施設外支援」と「施設外就労」はどちらも利用者が企業等に行き実習を行います。「施設外支援」が職員を帯同せずに行う実習に対し、「施設外就労」は職員が帯同して、請負発注企業と請負契約を結んで行うものです。
在 宅 支 援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を行うとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保する。

[訪問支援]

利用者が連続して5日間利用がなく、訪問することがその方の支援となり、相談援助を行った場合、月2回を限度として訪問させていただく場合があります。重要事項説明書の説明を受け、サインおよび押印をされた時点で、訪問支援に同意したものといたします。

[在宅支援]

- ① 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等その他の支援を行い、日報を作成する。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行う。
- ② 緊急時の対応を行う。
- ③ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保する。
- ④ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を一週間につき1回は行う。
- ⑤ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行う。
- ⑥ ④を通所により行い、あわせて⑤の評価等も行った場合、⑤による通所に置き換える。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

	平均工賃月額が4万5千円以上の場合	平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合
利用料	9,131円	8,782円	8,269円	8,051円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割
	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	平均工賃月額が1万円未満の場合
利用料	7,920円	7,669円	7,342円	6,436円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置等加算	(I)163円 (II)109円 (III)65円	左記の1割	(I)(II)の場合、生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。 (III)の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
重度者支援体制加算	(I)610円 (II)305円	左記の1割	前年度における障害基礎年金1級を受給する当事業所の利用者が、一定数以上である場合、利用1日につき加算されます。

就労移行支援体制加算	(I)709 円	左記の1割	一般就労への移行後、6か月連続して就労している利用者が、前年度において定員の5%を超える場合、利用1日につき加算されます。
目標工賃達成指導員配置加算	490 円	左記の1割	目標工賃達成指導員を常勤換算法で1人以上配置しており、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用1日につき加算されます。
目標工賃達成加算	109 円	左記の1割	目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援 B 型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算されます。
医療連携体制加算 (IV)	利用者が1人 8,728 円 利用者が2人 5,455 円 利用者が3人 以上8人以下 4,364 円	左記の1割	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合、利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内 容
初期加算	327 円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
訪問支援特別加算	1 時間未満 2,040 円 1 時間以上 3,054 円	左記の1割	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に加算されます。 月2回まで加算されます。
欠席時対応加算	1,025 円	左記の1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。 月4回まで加算されます。
食事提供体制加算	327 円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、1日につき加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,636 円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の

			徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
送迎加算	(I)229円 (II)109円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

上記の利用料の合計に、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（9.3%）が加算されます。

6 その他の費用について

内 容	料 金
日用品費の実費	実費相当額
食事の提供に係る費用	昼食材料費：1食につき150円
送迎サービスの提供に係る費用	通常の事業の場合：最寄り駅等 1回（片道）につき 0円
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から5キロメートル未満 1回（片道）につき 150円
	通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から5キロメートル以上 1回（片道）につき 200円
その他日常生活において通常必要となるものに関する費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)事業所指定口座への振り込み 大阪シティ信用金庫 東淀川支店（普通）8076160 口座名：カ) ナオジ</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	---

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分を支払っていただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場

合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉田 亮太
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 身体拘束等の禁止について

① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

② 事業者は、やむを得ない身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

③ 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知

イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

ウ 従業員に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

11 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------	---

12 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。
連絡先：電話番号：06-6379-3225（対応可能時間 9:00～18:00）

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

(1)

医療機関名称	医療法人光誠会 ゆうメディカルクリニック		
医 院 長 名	永井 祐吾		
所 在 地	大阪市東淀川区豊新1-21-29		
電 話 番 号	06-6325-0550		
診 療 科	総合内科等	入 院 設 備	なし

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	大阪市
	担 当 部 ・ 課 名	福祉局 障がい者施策部 運営指導課
	電 話 番 号	06-6241-6527（ガイダンス③）

保 険 加 入	<p>本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>保険名 超ビジネス保険</p> <p>保障の概要 事業活動包括</p>
---------	--

15 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別に定める消防計画により対応いたします。
平 時 の 訓 練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年4回実施します。
防 災 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 無 ・非常用電源 無 ・室内防火栓 無 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水等） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等） ・誘導灯 有 ・非常通報装置 無 ・スプリンクラー 無 ・消火器 有
消 防 計 画	<p>消防署への届出日： 令和5年8月30日</p> <p>防災管理者： 山下 弘起</p>
保 険 加 入	<p>本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。</p> <p>保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社</p> <p>保険名 超ビジネス保険</p> <p>保障の概要 事業活動包括</p>

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり。）

【事業者の窓口】 就労支援事務所のんびり	<p>所在地：大阪市東淀川区豊里2丁目7番18号 豊里コトブキビル1階B号</p> <p>電話番号：06-6379-3225</p> <p>FAX番号：06-6379-3672</p> <p>受付時間：9:00～18:00</p>
【市町村の窓口】 東淀川区保健福祉センター	<p>所在地：大阪市東淀川区豊新2-1-4</p> <p>電話番号：06-4809-9857</p> <p>FAX番号：06-6327-2840</p> <p>受付時間：9:00～17:00</p>
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	<p>所在地：大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内</p> <p>電話番号：06-6191-3130</p> <p>FAX番号：06-6191-5660</p> <p>受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 10:00～16:00</p>

17 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

20 サービス提供の記録

- ① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費負担していただきます。)

21 指定就労継続支援B型サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

22 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	事業所利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所をお願いいたします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

23 第三者評価の実施状況

実施している	<input type="checkbox"/> 実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

24 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、社会福祉法第76条及び大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月4日大阪市条例第13号）第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒533-0013 大阪市東淀川区豊里2丁目7番18号 豊里コトブキビル1階B号
	法人名	株式会社 Naoji
	代表者	山下 弘起
	事業所名	就労支援事務所 のんびり
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	